

お知らせ

(国土交通本省同時発表)

記者発表資料

令和8年2月16日

■同時発表先：合同庁舎記者クラブ、山口県政記者会、山口県政記者クラブ、
山口県政滝町記者クラブ、中国地方建設記者クラブ

さばがわ 佐波川水系佐波川中上流域において「特定都市河川」 の指定に向けた手続きに着手

～「母なる川」佐波川をより安全に（山口県内初の取り組み）～

山口県山口市・防府市・周南市を流れる佐波川水系佐波川の中上流域において、特定都市河川浸水被害対策法に基づく「特定都市河川」の指定に向けた手続きに着手しました。

- 国土交通省では、令和3年11月に全面施行された流域治水関連法の中核をなす特定都市河川浸水被害対策法に基づき、順次、特定都市河川の指定を全国の河川に拡大し、法的枠組みや新たな予算制度・税制を最大限活用した「流域治水」の取組を加速化することとしています。
- この度、一級河川佐波川水系佐波川等において、「特定都市河川」の指定に向けた手続きに着手しました。
- 今後、同法第3条第8項※の規定に基づき、関係機関（佐波川中上流域に係る山口県、山口市、防府市、周南市の長）への意見聴取を行います。
※国土交通大臣は、第1項及び第3項の規定により特定都市河川及び特定都市河川流域の指定を行おうとするときは、あらかじめ、当該特定都市河川流域の区域の全部又は一部をその区域に含む都道府県及び市町村の長並びに当該特定都市河川流域に係る特定都市下水道の下水道管理者の意見を聴かなければならない。

(添付資料)

別紙 (国土交通本省同時記者発表)

佐波川水系佐波川中上流域において「特定都市河川」の指定に向けた手続きに着手

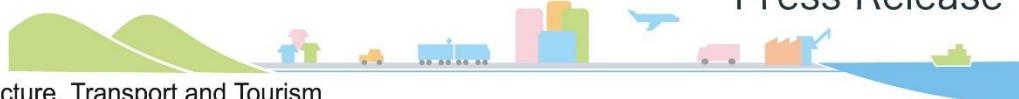
<問い合わせ先>

国土交通省 中国地方整備局

082-221-9231 (代表) (平日昼間)

河川部 河川計画課長 向田 清峻 (内線3611)

課長補佐 山下 篤志 (内線3617)



同時発表：中国地方整備局

いのちとくらしをまもる
防 災 減 災

流域治水

令和8年2月16日
水管理・国土保全局治水課
大臣官房参事官（上下水道技術）

佐波川水系佐波川中上流域において「特定都市河川」

の指定に向けた手続きに着手

～「母なる川」佐波川をより安全に（山口県内初の取り組み）～

山口県山口市・防府市・周南市を流れる佐波川水系佐波川の中上流域において、特定都市河川浸水被害対策法に基づく「特定都市河川」の指定に向けた手続きに着手しました。

- 国土交通省では、令和3年11月に全面施行された流域治水関連法の中核をなす特定都市河川浸水被害対策法に基づき、順次、特定都市河川の指定を全国の河川に拡大し、法的枠組みや新たな予算制度・税制を最大限活用した「流域治水」の取組を加速化することとしています。
- この度、一級河川佐波川水系佐波川等において、「特定都市河川」の指定に向けた手続きに着手しました。
- 今後、同法第3条第8項※の規定に基づき、関係機関（佐波川中上流域に係る山口県、山口市、防府市、周南市の長）への意見聴取を行います。
※国土交通大臣は、第1項及び第3項の規定により特定都市河川及び特定都市河川流域の指定を行おうとするときは、あらかじめ、当該特定都市河川流域の区域の全部又は一部をその区域に含む都道府県及び市町村の長並びに当該特定都市河川流域に係る特定都市下水道の下水道管理者の意見を聴かなければならない。

（添付資料）

別紙1	「流域治水」の本格的な実践に向けた佐波川水系佐波川等の特定都市河川への指定
別紙2	佐波川水系佐波川等の特定都市河川と流域の概要
参考	法的枠組みを活用した「流域治水」の本格的実践

【問合せ先】

- 河川にすること

水管理・国土保全局 治水課

課長補佐 武田 正太郎（内線 35-582）、係長 野中 航太（内線 35-684）
代表 03-5253-8111、直通 03-5253-8455

- 下水道にすること

水管理・国土保全局 大臣官房参事官（上下水道技術）

課長補佐 外園 明成（内線 34-324）、係長 長谷川 智明（内線 34-314）
代表 03-5253-8111、直通 03-5253-8432

「流域治水」の本格的な実践に向けた佐波川水系佐波川等の特定都市河川への指定 別紙1

佐波川流域の特徴

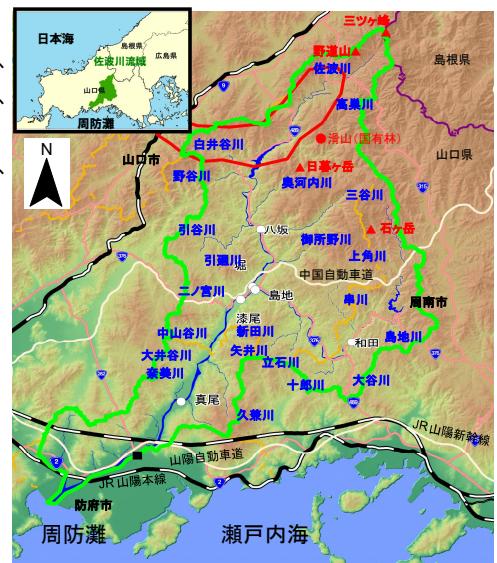
佐波川は、三ツヶ峰を源に発し、野谷川、三谷川、島地川等の支川を合わせ、防府市街地北部を流下し周防灘に注ぐ、一級河川であり、山口・防府地域における社会・経済・文化の基盤を形成し、人々の暮らしを育んできた「母なる川」である。

佐波川ダム上流域にある滑山国有林は美林を誇っており、現在でも一部は学術参考林として保護されるなど豊かな自然環境が残されている。

佐波川本川中上流部は、河床が急勾配となっており、農業用水確保のために数多くの堰が存在している。

①近年の降雨量の増加に伴い、H21年、R5年、R6年と浸水被害が頻発化している。

②固定堰による堰上げの影響を受けやすく浸水被害が頻発化している。



近年の水害、特定都市河川指定に向けた動き

R5.7	前線に伴う豪雨による堤防の開口部からの溢水により農地の浸水被害が発生。
R6	岸見地区では、1年間で3度の浸水被害が発生(7/1、7/11、11/1)。近年の気候変動による豪雨を踏まえ、法的枠組みを活用した流域治水を推進するため、佐波川における特定都市河川の指定に向け、関係者と協議・調整を進めた。
R6.10	「第7回佐波川流域治水協議会」において、指定に向けた検討を開始することについて事前合意。
R7.2	「第8回佐波川流域治水協議会」において、特定都市河川の指定区間と指定範囲を鈴屋堰より上流とすることについて、事前合意。
R7.11	流域住民等に、特定都市河川指定制度について説明を実施。
R8.3	特定都市河川指定予定。



第8回佐波川流域治水協議会の様子

法的枠組み(特定都市河川制度)を活用した「流域治水」の本格的実践 ※検討中

【流域水害対策計画の方向性】

○固定堰による堰上げの影響により排水が難しくなる特性等を踏まえ
「特定都市河川流域全体」で安全度の向上を図る。

- 固定堰による堰上げの影響等による浸水被害、内水被害の軽減。
 - 河川整備に加え、輪中堤、宅地嵩上げ、堤防強化等による浸水対策。
 - 雨水貯留施設やため池や田んぼダム等を活用した雨水貯留対策。
 - 貯留機能保全区域の指定等、土地利用により被害対象を増やさない取組。
 - 雨水浸透阻害行為の許可に基づく、雨水の流出抑制。

- 佐波川本川の支川合流部には開口部が残されており、霞堤のような遊水機能を保持している。

⑤開口部の存置

①浸水対策

「流域治水整備事業等の活用」

浸水被害が常習化している地域で「流域治水整備事業」等を活用することで、輪中堤、宅地嵩上げ、移転等により、早期に浸水被害の防止・軽減をはかる。

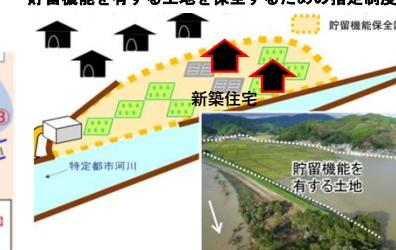
浸水被害常襲地域での早期の浸水対策。

輪中、嵩上げ、堤防強化等

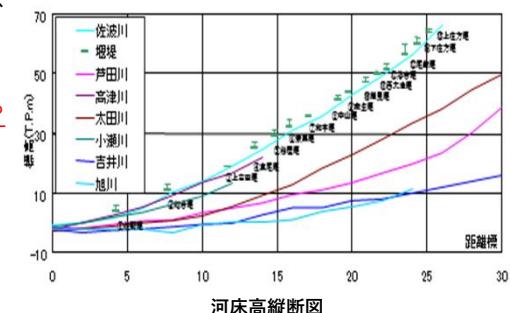
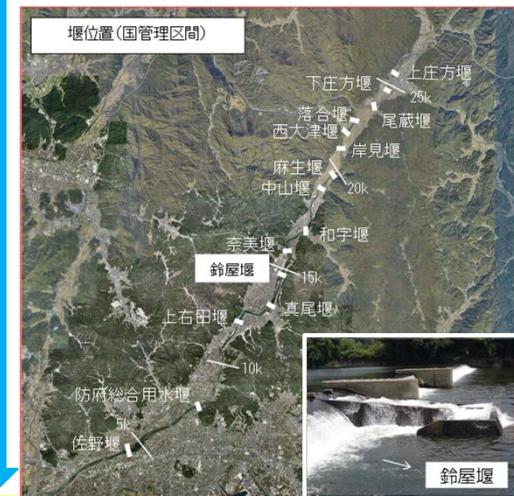


③貯留機能保全区域指定制度

住宅地近隣の田畠など、貯留機能を持つ土地で、盛り土や宅地開発が行われた場合、お住いの方々の家々の浸水被害につながるため貯留機能を有する土地を保全するための指定制度。



⑤開口部存置イメージ



③改築が必要な固定堰が数多くあり、改築には時間を要することから、佐波川上流側では早期の治水安全度向上が困難な状況。

河川整備に加え、山口県内初の特定都市河川指定により、更なる「流域治水」の推進を図る。

【特定都市河川指定】法的枠組みを活用し流域全体での浸水被害対策を推進。

- 「流域水害対策計画」の策定。法定計画により浸水被害対策を推進。
- 雨水浸透阻害行為の許可による流域全体で流出量を増やさない取組の推進。

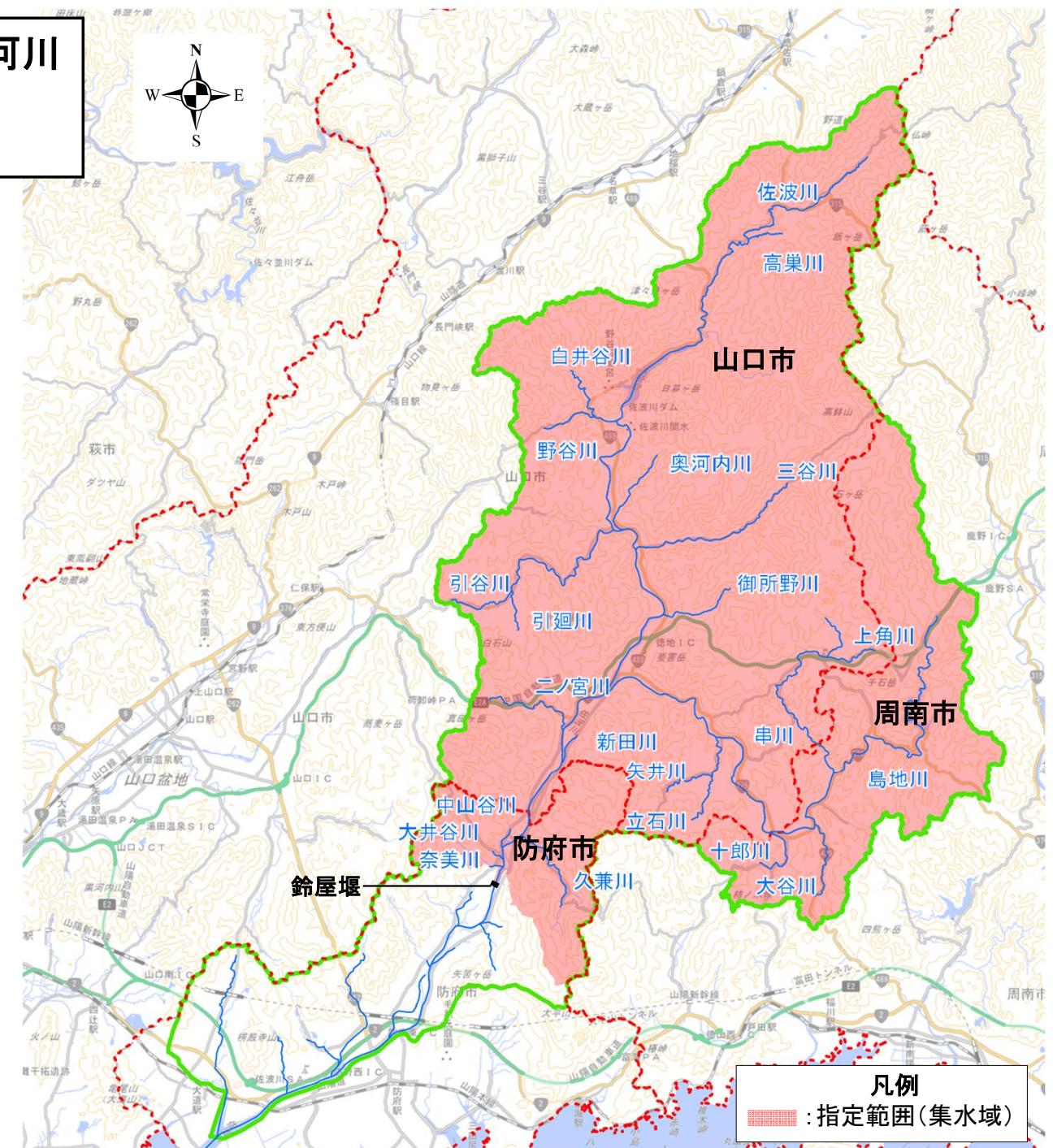
佐波川水系佐波川等の特定都市河川と流域の概要(1/4)

別紙2

河川区間: 佐波川水系佐波川等の計22河川

流域面積：約390km²

(山口市、防府市、周南市)



佐波川水系佐波川等の特定都市河川と流域の概要(2/4)

表 指定を行おうとする河川の区間

河川名	対象区間	
	上流端	下流端
佐波川	山口県山口市徳地柚木字山田三千三百二十二番地先の町道橋下流端	左岸：山口県防府市大字和字字善光一万四百九十二番二地先 右岸：山口県防府市大字奈美字提ノロ一万百六十五番二地先
奈美川	左岸：山口県防府市大字奈美字谷口百六十七番二地先 右岸：山口県防府市大字奈美字松ヶ谷七百二十五番一地先	佐波川への合流点
大井谷川	山口県防府市大字奈美字権現二十五番一地先の権現橋下流端	佐波川への合流点
中山谷川	左岸：山口県防府市大字中山字桑原一万百五十三番地先 右岸：山口県防府市大字中山字台ヶ原一万百十番一地先	佐波川への合流点
久兼川	左岸：山口県防府市大字久兼字甲子岩三百六十七番一地先 右岸：山口県防府市大字久兼字甲子岩三百六十九番地先	佐波川への合流点
新田川	山口県山口市徳地伊賀地字山崎千百二十一番一地先の農道橋下流端	佐波川への合流点
二ノ宮川	山口県山口市徳地堀字狼岩四千二百四十九番二地先の県道橋下流端	佐波川への合流点

佐波川水系佐波川等の特定都市河川と流域の概要(3/4)

表 指定を行おうとする河川の区間

河川名	対象区間	
	上流端	下流端
島地川	左岸：山口県周南市大字巣山字そり千四百十二番二地先 右岸：山口県周南市大字巣山字橋詰千五百七十四番地先	佐波川への合流点
矢井川	藤木川の合流点	島地川への合流点
立石川	山口県山口市徳地藤木字迫千四百九十二番二地先の県道橋 下流端	矢井川への合流点
十郎川	山口県周南市大字馬神字井手ヶ迫下六百九十番地先の県道 橋下流端	島地川への合流点
大谷川	左岸：山口県周南市大字馬神字車木下千六百四十九番四地 先 右岸：山口県周南市大字馬神字車木下千六百五十番一地先	島地川への合流点
串川	山口県山口市徳地鯖河内字むくろさこ一万七百七十番地先 の砂防堰堤下流端	島地川への合流点
上角川	左岸：山口県山口市徳地鯖河内字鹿ノ地八十六番四地先 右岸：山口県山口市徳地鯖河内字鹿ノ地八十三番地先	串川への合流点

佐波川水系佐波川等の特定都市河川と流域の概要(4/4)

表 指定を行おうとする河川の区間

河川名	対象区間	
	上流端	下流端
御所野川	山口県山口市徳地深谷字高巣ヶ垣一万三百三十六番一地先の砂防堰堤下流端	佐波川への合流点
三谷川	左岸：山口県山口市徳地三谷字河原千九百十番一地先 右岸：山口県山口市徳地三谷字羽高日平二千三十二番地先	佐波川への合流点
奥河内川	左岸：山口県山口市徳地船路字山ノロ一万三百十三番二地先 右岸：山口県山口市徳地船路字山ノロ千六百六十七番一地先	佐波川への合流点
引谷川	左岸：山口県山口市徳地引谷字下瀬戸千七百十八番二地先 右岸：山口県山口市徳地引谷字瀬戸中原千七百二十三番一地先	佐波川への合流点
引廻川	山口県山口市徳地引谷字下大浴一万千二十五番一地先の町道橋下流端	引谷川への合流点
野谷川	左岸：山口県山口市徳地野谷字下判ノ田二千五百十六番地先 右岸：山口県山口市徳地野谷字吉田二千六百七十三番地先	佐波川への合流点
白井谷川	左岸：山口県山口市徳地野谷字丸子一万四百九十四番一地先 右岸：山口県山口市徳地野谷字北谷一万四百九十六番三地先	野谷川への合流点
高巣川	左岸：山口県山口市徳地柚木字上小河内九百六十番地先 右岸：山口県山口市徳地柚木字小河内千九百八番二地先	佐波川への合流点

